

○小千谷市障害福祉施設整備費補助金交付要綱

令和3年3月23日

告示第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境を整備するため、障害福祉サービス事業所を整備する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において小千谷市障害福祉施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する障害児通所支援をいう。

2 この要綱において「障害福祉サービス事業所」とは、障害福祉サービスを行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の区域内に障害福祉サービス事業所を整備する社会福祉法人等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる施設整備は、補助対象者が、本市が必要としている障害福祉サービスを充足するために行う次に掲げるものとする。

- (1) 障害福祉サービス事業所の新築工事等
- (2) 既存の障害福祉サービス事業所の増築又は改築工事等（収容定員の増加を伴うものに限る。）
- (3) 障害福祉サービス事業所以外の建物の改築又は改修による障害福祉サービス事業所の整備工事等

2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前項に規定する施設整備であって、次に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省

発社援第1005003号)第2の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に採択された事業又は次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(令和5年8月22日こ成事第370号)に基づく障害福祉サービス事業所の整備事業として採択された事業(以下「国庫補助事業」という。)

(2) 国庫補助事業を除き、地域における障害福祉サービスを確保する上で施設整備の必要性及び緊急性が高いと市長が認める事業(以下「単独補助事業」という。)

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号の掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税並びに振込手数料を除くものとする。

(1) 国庫補助事業 国庫補助事業に要する工事費、その他市長が必要と認める経費

(2) 単独補助事業 単独補助事業に要する経費のうち、本体工事費、付帯工事費、設備費、設計費、その他市長が必要と認める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 国庫補助事業 補助対象経費から国、県その他の機関が交付する補助金の額を控除した額の2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、500万円を限度とする。

(2) 単独補助事業 補助対象経費から他の補助金の額を控除した額の2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、250万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の建物につき1回を限度とする。

(交付申請書の添付書類)

第7条 規則第3条第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象事業に係る見積書の写し

(2) 補助対象事業に係る施設平面図

(3) 増築、改築又は改修をする場合にあっては、建物の全体及び当該建物の増築、改築又は改修をする部分の施行前の写真

(4) 補助対象事業に係る建物の賃貸借契約書の写し(建物を賃借する場合に限る。)

(5) 国庫補助事業にあっては、国及び県の補助金に係る交付決定通知書

(実績報告の添付書類)

第8条 規則第9条の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費に係る契約書、領収書その他支出を証する書類の写し
- (2) 新築をした場合にあっては施工後の写真、増築、改築又は改修をした場合にあっては施工前及び施工後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(書類の整備)

第9条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助事業により取得した財産の耐用年数を勘案し市長が定める期間保管しなければならない。

(検査)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助対象事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、補助金に係る帳簿等の関係書類を検査することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月28日告示第123号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和7年2月12日告示第6号)

この要綱は、公表の日から施行する。